

令和7年度 東京支部事業計画（案）について

- ◆ 基本方針 〈P 1 ～〉
- ◆ 事業計画（令和7年度・令和6年度新旧対照表）〈P 3 ～〉
 - 1. 基盤的保険者機能の盤石化 〈P 3 ～〉
 - 2. 戦略的保険者機能の一層の発揮 〈P 9 ～〉
 - 3. 保険者機能強化を支える組織・運営体制等の整備 〈P20～〉
- ◆ KPI 一覧 〈P24～〉

基本方針

令和7年度	令和6年度
1. 加入者目線に立脚した事業の展開 2. 組織運営体制の確立と効率的な業務体制への 変革 3. リスク管理意識の醸成とリスクコントロール の徹底 4. ジョブローテーションと適材適所による人材 育成	1. 加入者目線に立脚した事業の展開 2. 組織運営体制の確立と効率的な業務体制への 変革 3. リスク管理意識の醸成とリスクコントロール の徹底 4. ジョブローテーションと適材適所による人材 育成

1.基盤的保険者機能の盤石化

令和 7 年度	令和 6 年度
I. 健全な財政運営 ① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ② <u>今後、先行きが不透明な</u>協会の保険財政について、事業主や加入者にご理解いただくため、ホームページや広報誌等において協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ③ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各協議会等の場において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 II. 業務改革の実践と業務品質の向上 (1) 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ① <u>マイナ保険証及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。</u> ② 業務量の多寡や優先度に対応するため、<u>計画的に職員の多能化を進め、事務処理体制を強化する</u>ことで生産性の安定化を図る。 ③ <u>業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため</u>、業務マニュアルや手順書に基づく、統一的な事務処理<u>について支部の現状を確認する</u>とともに、職員の意識付けを促進する。	I. 健全な財政運営 ① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ② <u>今後、更に厳しさが増すことが予想される</u>協会の保険財政について、事業主や加入者にご理解いただくため、ホームページや広報誌等において協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ③ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各協議会等の場において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 II. 業務改革の実践と業務品質の向上 (1) 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ① 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の安定化を図る。 ② 業務マニュアルや手順書に基づく、統一的な事務処理<u>の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図る</u>とともに、職員の意識付けを促進する。

令和 7 年度	令和 6 年度
(2) サービス水準の向上 ① すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ② 事業主や加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。<u>また、令和 8 年 1 月に電子申請システムを導入する。</u> ③ <u>受電体制の強化及び研修の実施により</u>、相談業務のスキルアップ等を図り、事業主や加入者からの相談・照会についての的確に対応する。 ④ お客様満足度調査やお客様の声を活用し、業務の課題を洗い出し、改善を図ることで更なる加入者サービスの向上に取り組む。 ■ KPI 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする <u>2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する</u> <u>3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする</u> (3) 現金給付等の適正化の推進 ① 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、<u>業務マニュアルに基づき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。</u> ② 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P Tにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。	(2) サービス水準の向上 ① すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ② 事業主や加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ③ <u>電話相談業務担当者向け研修等を実施し</u>、相談業務のスキルアップを図り、事業主や加入者からの相談・照会についての的確に対応する。 ④ お客様満足度調査やお客様の声を活用し、業務の課題を洗い出し、改善を図ることで更なる加入者サービスの向上に取り組む。 ■ KPI 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする <u>2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする</u> (3) 現金給付等の適正化の推進 ① 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。 ② 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P Tにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。

令和 7 年度	令和 6 年度
③ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ④ 柔道整復施術療養費について、<u>データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す</u>加入者への文書照会等を強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を開催し、重点的に審査を行う。<u>また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。</u> ⑤ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について文書により確認する等、審査を強化する。 ⑥ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。	③ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ④ 柔道整復施術療養費について、<u>多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため</u>、加入者への文書照会等を強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を開催し、重点的に審査を行う。 ⑤ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について文書により確認する等、審査を強化する。 ⑥ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
（４）レセプト<u>内容</u>点検の精度向上 ① 「レセプト内容点検行動計画」を策定・<u>実践</u>し、効果的かつ効率的な点検を推進するとともに、勉強会や研修等により、レセプト点検員のスキルを向上させ、内容点検の質的向上を図り、再審査レセプト 1 件当たり査定額及び査定率の向上に取り組む。 ② 自動点検マスタを<u>毎月</u>更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金に<u>おける審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等</u>、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。	（４）レセプト点検の精度向上 ① 「レセプト内容点検行動計画」を策定・<u>実施</u>し、効果的かつ効率的な点検を推進するとともに、勉強会や研修等により、レセプト点検員のスキルを向上させ、内容点検の質的向上を図り、再審査レセプト 1 件当たり査定額及び査定率の向上に取り組む。 ② 自動点検マスタを<u>定期的に</u>更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金に<u>おいて、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ</u>、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。

令和 7 年度	令和 6 年度
③ マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえつつ、資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。 ■ KPI 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする （5）債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ① 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 <u>② 保険者間調整、レセプト振替サービスを積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。</u> ■ KPI 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする	③ マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえつつ、資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。 ■ KPI 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする （5）債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ① 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 <u>② 無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。</u> <u>③ 日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。</u> <u>併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。</u> ■ KPI <u>1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</u> <u>2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の健康保険証回収</u>

令和 7 年度	令和 6 年度
Ⅲ. <u>DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</u> （１）オンライン資格確認等システムの周知徹底 ① 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、<u>令和 5 年</u> 1 月より運用が開始された「<u>電子処方箋</u>」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ② マイナンバーを正確に収録するために、マイナンバー登録申出者について確実に登録を実施する。 （２）マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 <u>令和 7 年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅滞なく、円滑な発行等に取り組む。</u>	<u>率を前年度以上とする。</u> <u>※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする</u> Ⅲ. <u>ICT化の推進</u> （１）オンライン資格確認等システムの周知徹底 ① 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者や事業主に周知する。特に、<u>2023 年</u> 1 月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者や事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ② マイナンバーを正確に収録するために、マイナンバー登録申出者について確実に登録を実施する。 （２）マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 <u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書等の円滑な発行等に取り組む。</u>

2.戦略的保険者機能の一層の発揮

令和 7 年度	令和 6 年度
I. データ分析に基づく事業実施 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して、支部の特徴や課題を把握するための分析を行う。 また、分析の精度を高めるため、<u>大学等の</u>有識者の知見等も活用する。 II. 健康づくり (1) 保健事業の一層の推進 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 「特定健診の推進」「特定保健指導を含めた重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、情報系システム等の分析ツールを用いて PDCA サイクルを回し、取組の実効性を高める。 <u>① 健康づくり推進協議会を開催し、外部有識者の意見を踏まえた事業展開を図る。</u> <u>② 職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。</u> <u>③ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込ま</u>	I. データ分析に基づく事業実施 <u>支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</u> ① 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して、支部の特徴や課題を把握するための分析を行う。 また、<u>分析に際しては、</u>分析の精度を高めるため、<u>外部</u>有識者の知見等も活用する。 <u>② 本部や他機関が開催する統計分析研修への参加等により、職員の分析能力の向上を図る。</u> II. 健康づくり (1) 保健事業の一層の推進 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 「特定健診の推進」「特定保健指導を含めた重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、情報系システム等の分析ツールを用いて PDCA サイクルを回し、取組の実効性を高める。

令和 7 年度	令和 6 年度
<u>れる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な保健事業を実施する。</u> <u>④ 1 都 3 県（埼玉・千葉・東京・神奈川）支部で連携して保健事業の円滑な実施を図る。</u> （２）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）及び特定健診実施率の向上を図るとともに、事業所規模等に応じて事業者健診結果提供について勧奨を実施する。 i）被保険者（生活習慣病予防健診） ① <u>がん検診の普及啓発を兼ねた生活習慣病予防健診の活用の呼びかけや付加健診の対象年齢拡大等を契機とした受診勧奨を事業所や未受診者に実施する。</u> ② 加入者の利便性を考慮した健診機関との新規契約を進めるとともに、既存の健診機関には加入者の受診環境の向上を働きかけ、健診受診者数の増加を図る。 ③ 近隣に健診機関のない加入者の健診受診機会の確保のため、巡回健診を実施する。 ii）被保険者（事業者健診データ） ① 健診データの取得促進に向け事業所規模別に勧奨策を実施する。 [大規模事業所] 支部職員が事業所を訪問のうえ、勧奨する。 [中・小規模事業所] 東京労働局等の行政機関や商工会議所等の団体を通じて勧奨する。	（２）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）及び特定健診実施率の向上を図るとともに、事業所規模等に応じて事業者健診結果提供について勧奨を実施する。 i）被保険者（生活習慣病予防健診） ① <u>生活習慣病予防健診の自己負担の軽減に加え、</u>付加健診の対象年齢拡大等を契機とした受診勧奨を事業所と未受診者に実施する。 ② 加入者の利便性を考慮した健診機関との新規契約を進めるとともに、既存の健診機関には加入者の受診環境の向上を働きかけ、健診受診者数の増加を図る。 ③ 近隣に健診<u>実施</u>機関のない加入者の健診受診機会の確保のため、巡回健診を実施する。 ii）被保険者（事業者健診データ） ① 健診データの取得促進に向け事業所規模別に勧奨策を実施する。 [大規模事業所] 支部職員が事業所を訪問のうえ、勧奨する。 [中・小規模事業所] 東京労働局等の行政機関や商工会議所等の団体を通じて勧奨する。

令和 7 年度	令和 6 年度
外部委託業者を活用し、文書・電話等により勧奨する。 ② 健診データの提供を積極的に取り組む健診機関と連携し、データの早期提供を促進する。 ③ 健診データの提供について同意があった事業所のデータを取得するため、健診結果の提供にかかる契約が未締結の健診機関に対し、契約締結に向けた働きかけを行う。 ④ すでに契約を締結している健診機関に対してデータ取得の進捗を管理し、確実にデータを取得する。 <u>⑤ 令和 7 年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3 者間）での提供・運用スキームのもとで、40 歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。</u> <u>⑥ 健診体系の見直しとして令和 8 年以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。</u> iii) 被扶養者（特定健診） ① 魅力的なオプション検査や利便性の高い会場の選定などにより、集団健診の受診者数の増加を図る。 <u>② 東京都歯科医師会と連携した歯科検診の実施を拡大する。</u> <u>③ 区市町村が実施するがん検診との同時実施を拡大する。</u>	外部委託業者を活用し、文書・電話等により勧奨する。 ② 健診データの提供を積極的に取り組む健診機関と連携し、データの早期提供を促進する。 ③ 健診データの提供について同意があった事業所のデータを取得するため、健診結果の提供にかかる契約が未締結の健診機関に対し、契約締結に向けた働きかけを行う。 ④ すでに契約を締結している健診機関に対してデータ取得の進捗を管理し、確実にデータを取得する。 iii) 被扶養者（特定健診） ① 魅力的なオプション検査や利便性の高い会場の選定などにより、集団健診の受診者数の増加を図る。 <u>② 区市町村が実施するがん検診との連携に向けた取り組みを実施する。</u>

令和 7 年度	令和 6 年度
〔特定健診受診率・事業者健診データ取得率〕 ■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数： <u>2,545,834</u> 人） - 生活習慣病予防健診 実施率 <u>63.1</u>%（実施見込者数： <u>1,606,500</u> 人） - 事業者健診データ 取得率 <u>3.9</u>%（取得見込者数： <u>99,300</u> 人） ■ 被扶養者（実施対象者数： <u>520,357</u> 人） - 特定健康診査 実施率 <u>33.6</u>%（実施見込者数： <u>174,900</u> 人） ■ KPI - 生活習慣病予防健診実施率を <u>63.1</u>%以上とする - 事業者健診データ取得率を <u>3.9</u>%以上とする - 被扶養者の特定健診実施率を <u>33.6</u>%以上とする （3）特定保健指導実施率及び質の向上 特定保健指導機関との連携強化等により特定保健指導実施率の向上を図るとともに、指導対象者の健康状態に合わせた保健指導スキルを向上させ保健指導の質の向上を図る。 i）被保険者 <u>保健指導を推進するため、支部内保健師・管理栄養士の重症化予防・グループ支援を含めた保健指導者スキルの向上を図る。</u> - 新規特定保健指導機関の拡大を図るとともに、情報交換の場を通じて <u>健診機関</u>に好事例を横展開し、<u>健診当日の働きかけの拡充など</u>実施者数増加を図る。 - 支部又は特定保健指導専門機関等による情報通信技術（ICT）を活用	〔特定健診受診率・事業者健診データ取得率〕 ■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数： <u>2,404,374</u> 人） - 生活習慣病予防健診 実施率 60.0%（実施見込者数： <u>1,442,600</u> 人） - 事業者健診データ 取得率 <u>3.8</u>%（取得見込者数： <u>91,300</u> 人） ■ 被扶養者（実施対象者数： <u>521,204</u> 人） - 特定健康診査 実施率 <u>32.0</u>%（実施見込者数： <u>166,700</u> 人） ■ KPI - 生活習慣病予防健診実施率を <u>60.0</u>%以上とする - 事業者健診データ取得率を <u>3.8</u>%以上とする - 被扶養者の特定健診実施率を <u>32.0</u>%以上とする （3）特定保健指導実施率及び質の向上 特定保健指導機関との連携強化等により特定保健指導実施率の向上を図るとともに、指導対象者の健康状態に合わせた保健指導スキルを向上させ保健指導の質の向上を図る。 i）被保険者 - 支部内保健師・管理栄養士の<u>充足を図るとともに、アウトカム指標の導入を踏まえ、重症化予防・グループ支援を含めて保健指導者のスキルを向上させる。</u> - 新規特定保健指導機関の拡大を図るとともに、情報交換の場を通じて <u>既存特定保健指導機関</u>に好事例を横展開し、実施者数増加を図る。 - 支部又は特定保健指導専門機関等による情報通信技術（ICT）を活用

令和 7 年度	令和 6 年度
した保健指導を推進する。 ④ 特定保健指導対象者数の多い事業所、健康企業宣言事業所への保健指導をより一層推進する。 ⑤ 事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対して情報提供を行う。 ii) 被扶養者 ① 集団健診において健診当日の初回面談を実施し、特定保健指導に繋げる。 ② 特定保健指導未利用者に対して、集団によるイベント型の特定保健指導を実施する。 ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：330,908人） - 特定保健指導 実施率 14.3%（実施見込者数：47,320人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：8,736人） - 特定保健指導 実施率 9.9%（実施見込者数：865人） ■ KPI 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 14.3%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 9.9%以上とする	した保健指導を推進する。 ④ 特定保健指導対象者数の多い事業所、健康企業宣言事業所への保健指導をより一層推進する。 ii) 被扶養者 ① 集団健診において健診当日の初回面談を実施し、特定保健指導に繋げる。 ② 特定保健指導対象者の利便性向上を図るため、集団による特定保健指導を実施する。 ③ 区市町村の現状を把握し、健康づくりに関する共同での取り組みを模索する。 ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：305,246人） - 特定保健指導 実施率 11.4%（実施見込者数：34,798人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：14,336人） - 特定保健指導 実施率 10.1%（実施見込者数：1,448人） ■ KPI 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 11.4%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 10.1%以上とする

令和 7 年度	令和 6 年度
(4) 重症化予防対策の推進 ① 健診機関による健診当日の受診勧奨の拡充を図り、未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常・CKD）の受診を促進する。 ② 通知による未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常）への勧奨を<u>着実に</u>実施する。 ③ LDL コレステロール高値対象者に対して、文書指導を中心とした支援を行う。 ④ がん検診の要精密検査者への受診勧奨等を実施し、早期発見・早期治療の重要性を周知していく。 ⑤ 東京都医師会等との連携を強化し、関係団体と協力しながら新たなスキームに基づく糖尿病性腎症等重症化予防事業を実施する。 ⑥ 未治療者（CKD）の疑いがある者への受診勧奨等を実施し、早期発見・早期治療の重要性を周知していく。 ⑦ 健康企業宣言事業所等に対して重症化予防の必要性について周知を推進し、事業所から未治療者へ継続的に勧奨することで受診を促進する。 ■ KPI <u>血圧、血糖、脂質の未治療者において</u>健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする <u>（※）令和 7 年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</u>	(4) 重症化予防対策の推進 ① 健診機関による健診当日の受診勧奨の拡充を図り、未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常・CKD）の受診を促進する。 ② 通知による未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常）への勧奨対象者を拡大して実施する。 ③ <u>未治療者（CKD）の受診理解が深まるような勧奨を行い受診への行動変容に繋げる。</u> ④ <u>非肥満の</u> LDL コレステロール高値対象者に対して、文書指導を中心とした支援を行う<u>ことで、LDL コレステロールの重症化を予防する。</u> ⑤ がん（<u>大腸がん</u>）検診の要精密検査者への受診勧奨等を実施し、早期発見・早期治療の重要性を周知していく。 ⑥ 東京都医師会等との連携により、糖尿病性腎症等重症化予防事業を<u>着実に</u>実施する。 ⑦ 健康企業宣言事業所等に対して重症化予防の必要性について周知を推進し、事業所から未治療者へ継続的に勧奨することで受診を促進する。 ■ KPI 健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

令和7年度	令和6年度
(5) コラボヘルスの推進 ① 経済団体、業界団体等の各関係団体と連携し、協同で健康経営を進める。<u>その中で、加入事業所が健康経営の取組を行いやすく、かつ継続的に健康経営を実践していくための新たな認定制度の創設に向けた検討を行う。</u> ② 「事業所カルテ」の配付や、事業所訪問等を通じて事業主への健康づくり意識の醸成を図る。<u>併せて、事業所と健康課題を共有し、課題解決に向けた支援を行う。</u> ③ ホームページや関係者向け専用サイト（協会けんぽ東京パートナーズサイト）において、健康経営の取組に関するサポート情報を掲載し、健康経営の普及促進及び質の向上を図る。 ④ <u>区市町村と連携した健康経営セミナーの実施、取組事例の提供や健康づくり講座等を行う。</u> ⑤ <u>メンタルヘルス対策等について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。</u> ■ KPI 健康宣言事業所数を <u>3,120 事業所</u>（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	(5) コラボヘルスの推進 ① 経済団体、業界団体等の各関係団体と連携し、協同で健康経営を進める<u>ことで、各団体との関係強化や健康企業宣言の普及・発展に努め、健康企業宣言事業所の拡大を図る。</u> ② 「事業所カルテ」の配付や、事業所訪問等を通じて事業主への健康づくり意識の醸成を図る<u>とともに、事業所と健康課題の共有を図る。</u> ③ ホームページや関係者向け専用サイト（協会けんぽ東京パートナーズサイト）において、健康経営の取組に関するサポート情報を掲載し、健康経営の普及促進及び質の向上を図る。 ④ <u>事業所の健康づくりサポートの施策として、好事例情報の提供、健康づくりセミナーの動画配信等を行う。</u> ■ KPI 健康宣言事業所数を <u>2,900 事業所</u>（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

令和7年度	令和6年度
Ⅲ. 医療費適正化 (1) 医療資源の適正使用 ① ジェネリック医薬品の使用促進 ジェネリック医薬品の供給状況を<u>踏まえ</u>つつ、ジェネリック医薬品使用割合 80%以上の水準を維持・向上できるよう、地域の実情や対象年齢（特に地方単独医療費助成対象年齢）を意識した使用促進に取り組む。 <u>なお、使用促進にあたっては、国から示された、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標に留意する。</u> ② バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 <u>国の方針（※1）を踏まえ、関係団体と連携し、医療機関や関係者への情報共有等を実施する。</u> <u>（※1）「令和9年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを旨とする」</u> ③ 上手な医療のかかり方 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点やリフィル処方箋及びセルフメディケーションの仕組みやポリファーマシー（多剤服用）の有害事象等について、加入者への周知・啓発を図り、加入者のヘルスリテラシーの向上に繋げる。 これらの取組については、関係団体とも連携しながら事業展開を図る。 ■ KPI 1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で前年度末以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	Ⅲ. 医療費適正化 (1) 医療資源の適正使用 ① ジェネリック医薬品の使用促進 ジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、ジェネリック医薬品使用割合 80%以上の水準を維持・向上できるよう、<u>データ分析に基づき重点的に取り組む対象を明確にした上で、</u>地域の実情に応じた使用促進に取り組む。 ② ポリファーマシー（多剤服薬の有害事象）等対策 <u>ポリファーマシー等の有害事象について、データ分析に基づき実態等を把握したうえで、東京都保険者協議会等を通じて関係団体へ情報共有を行う。</u> ③ 上手な医療のかかり方 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点やリフィル処方箋の仕組みについて、<u>従来の広報媒体の他、動画配信広告等を用いて</u>加入者への周知・啓発を図る。 これらの取組については、関係団体とも連携しながら事業展開を図る。 ■ KPI ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で前年度末以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

令和 7 年度	令和 6 年度
<u>2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する</u> (2) 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療費適正化に関する会議等において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果や国・東京都等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 (3) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ① 協会の広報基本方針及び広報計画に基づき、支部広報計画を策定し、実施する。 <u>② 協会の象徴的位置づけであった健康保険証の新規発行終了に伴い、協会のより一層の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた社会的役割の理解促進に取り組む。</u> <u>③ LINE配信内容の充実を図るとともに、メールマガジン等既存の広報媒体を活用することにより、加入者へ積極的な情報発信を行う。特にLINEについては、情報発信に併せてお友達募集のチラシを配布するなど、お友達登録数の増加を図る。</u> ④ 広報テーマに応じた広報資材を活用し、関係団体とも連携しながら積極的な発信を行う。 ⑤ 事業主及び加入者にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 ⑥ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活	(2) 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療費適正化に関する会議等において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果や国・東京都等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 (3) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ① 協会の広報基本方針及び広報計画に基づき、支部広報計画を策定し、実施する。 <u>② LINE等のSNSを用いた新たな広報手段により、加入者への情報発信を行う。</u> ③ 広報テーマに応じた広報資材を活用し、関係団体とも連携しながら積極的な発信を行う。 ④ 事業主及び加入者にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 ⑤ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活

令和 7 年度	令和 6 年度
勤の活性化を図るため、関係者向け専用サイト（協会けんぽ東京パートナーズサイト）や研修会等を通じて情報提供を行う。 ■ KPI 1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>41%</u>以上とする <u>2）SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う</u> <u>3）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</u>	勤の活性化を図るため、関係者向け専用サイト（協会けんぽ東京パートナーズサイト）や研修会等を通じて情報提供を行う。 ■ KPI 1－1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>40%</u>以上とする <u>1－2）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</u>

令和7年度	令和6年度
(1) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ① 職場における業務経験を通じて職員の成長を促し、また、eラーニング等多様な研修や自己啓発の支援を行うことによって、自ら意識・行動を変え、役職毎に必要とされる知識・スキルの習得を図る。 ② 業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、積極的なジョブローテーションを実施する。 ③ <u>本部や他機関が開催する統計分析研修への参加や、本部が提供する「医療費・健診データ等分析用マニュアル」及び分析事例等を活用し、職員の分析能力の向上を図る。</u> (2) 働き方改革の推進 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、<u>加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の実施を柱とした協会の働き方改革を推進する。</u> <u>具体的には、</u>病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 <u>また、</u>法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。	(1) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ① 職場における業務経験を通じて職員の成長を促し、また、eラーニング等多様な研修や自己啓発の支援を行うことによって、自ら意識・行動を変え、役職毎に必要とされる知識・スキルの習得を図る。 ② <u>研修等を通じて、管理職層のマネジメント能力の向上を図る。特に管理職層への入り口であるグループ長補佐について重点的に取り組む。</u> ③ 業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、積極的なジョブローテーションを実施する。 (2) 働き方改革の推進 ① 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、<u>職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ</u>働き方改革を推進する。 ② 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ③ 法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。

令和7年度	令和6年度
(3) リスク管理 ① リスクコントロール及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクを洗い出し、対策を検討する。 ② リスク管理にかかる研修やリスク管理委員会の開催などにより、職員のリスクに対する意識を醸成する。 ③ ジョブローテーションにより、組織運営の強化を図る。 (4) 個人情報の保護の徹底 ① 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、研修の実施や情報セキュリティアクションプラン(課題解決に向けた取組)を確実に実施する。 ② 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 (5) 法令等規律の遵守(コンプライアンス)の徹底 ① 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、職員研修等を通じて、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ② コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ③ 外部相談窓口(コンプラほっとライン)を含めた相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施する。 また、相談のあった内容については、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。	(3) リスク管理 ① リスクコントロール及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクを洗い出し、対策を検討する。 ② リスク管理にかかる研修やリスク管理委員会の開催などにより、職員のリスクに対する意識を醸成する。 ③ ジョブローテーションにより、組織運営の強化を図る。 (4) 個人情報の保護の徹底 ① 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、研修の実施や情報セキュリティアクションプラン(課題解決に向けた取組)を確実に実施する。 ② 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 (5) 法令等規律の遵守(コンプライアンス)の徹底 ① 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、職員研修等を通じて、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ② コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ③ 外部相談窓口(コンプラほっとライン)を含めた相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施する。 また、相談のあった内容については、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。

令和 7 年度	令和 6 年度
(6) 災害等の対応 ① 大規模自然災害等に備え、<u>定期的に</u>緊急時の連絡体制等<u>を確認し</u>、訓練や研修を実施する。 ② 大規模自然災害等発生時のマニュアル(支部初動対応マニュアル)について、都度必要な見直しを行う。 (7) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ① サービス水準の確保に留意しつつ適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ② 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ③ 高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性を審査するとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ④ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。 ■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	(6) 災害等の対応 ① 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等<u>について定期的に</u>訓練や研修を実施する。 ② 大規模自然災害等発生時のマニュアル(支部初動対応マニュアル)について、都度必要な見直しを行う。 (7) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ① サービス水準の確保に留意しつつ適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ② 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ③ 高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性を審査するとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ④ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。 ■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

4. KPI 一覽

1. 基盤的保険者機能の盤石化	事業計画	KPI 設定項目	KPI			
			令和7年度	【参考】 令和6年度	【参考】 令和6年度実績	
	サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況	100 %	100 %	100%	10 月
		②サービススタンダードの平均所要日数	7 日以内	(新設)	—	
		③現金給付等の申請に係る窓口での受付率	前年度以下	(新設)	—	
	レセプト点検の精度向上	①協会のレセプト点検の査定率	前年度以上	0.087 % 以上	0.085%	7 月
		②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額	前年度以上	9,109 円 以上	13,749 円	7 月
	債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く）の回収率	前年度以上	50.35 % 以上	41.77%	10 月

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	事業計画	KPI 設定項目	KPI					
			令和 7 年度		【参考】 令和 6 年度		【参考】 令和 6 年度実績	
	特定健診受診率、 事業者健診データ取得率の向上	①生活習慣病予防健診受診率	63.1	% 以上	60.0	% 以上	24.6%	9 月
		②事業者健診データ取得率	3.9	% 以上	3.8	% 以上	0.9%	9 月
		③被扶養者の特定健診受診率	33.6	% 以上	32.0	% 以上	13.8%	9 月
	特定保健指導実施率 及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の 実施率	14.3	% 以上	11.4	% 以上	—	
		②被扶養者の特定保健指導の 実施率	9.9	% 以上	10.1	% 以上	—	
	重症化予防対策の 推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合	前年度以上		31.2	% 以上	32.2%	9 月
	コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	3,120	事業所	2,900	事業所	2,870 事業所	12 月

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	事業計画	KPI 設定項目	KPI			
			令和 7 年度	【参考】 令和 6 年度	【参考】 令和 6 年度実績	
	ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース)	前年度以上	82.6 % 以上	84.0%	8 月
		バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけ	実施	(新設)	—	
	広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	41.0 % 以上	40.0 % 以上	39.9%	12 月
		SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、情報発信	毎月	(新設)	—	
		健康保険委員の委嘱事業所数	前年度以上	10,263 事業所	11,483 事業所	12 月

3. 保険者機能強化を支える組織・運営体制等の整備	事業計画	KPI 設定項目	KPI			
			令和7年度	【参考】 令和6年度	【参考】 令和6年度実績	
	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15.0 % 以下	15.0 % 以下	0 %	12 月